

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白老町は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

白老町長

公表日

令和4年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務として、同法及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の関連法に則り、保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>上記の関連法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 就学前児童に係る入所申込等の受理② 申込等に係る書類審査及び入所選考③ 入所決定及び保育料決定④ 保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付⑤ 口座振替等による保育料の徴収、滞納管理 <p>なお、申請書類等はサービス検索・電子申請機能での受領を行うほか、マイナポータルのお知らせ機能による通知を行う。</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、住民記録システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 13,16,116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	白老町 総務課 総務情報グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	白老町 子育て支援課 子育て支援グループ 059-0906 北海道白老郡白老町東町4丁目6番7号

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月21日	評価書番号	1	15		
平成30年6月21日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	白老町教育委員会	白老町		
平成30年6月21日	評価実施機関名	白老町教育委員会	白老町長		
平成30年6月21日	I 5. ①	白老町教育委員会 健康福祉課	白老町教育委員会 健康福祉課子育て支援室		
平成30年6月21日	I 5. ②	子ども課長 下河 勇生	子育て支援室長 渡辺 博子		
平成30年6月21日	I 7	白老町 総務課 総務グループ	白老町 総務課 総務情報グループ		
平成30年6月21日	I 8	白老町教育委員会 子ども課子育て支援グループ	白老町 健康福祉課子育て支援室 子育て支援グループ		
平成30年6月21日	II 1	2015/8/12	6月21日		
平成30年6月21日	II 2	2015/8/12	6月21日		
令和1年6月21日	I 5. ①	白老町教育委員会 健康福祉課子育て支援室	子育て支援課		
令和1年6月21日	I 5. ②	子育て支援室長 渡辺 博子	子育て支援課長		
令和1年6月21日	I 8	白老町 健康福祉課子育て支援室 子育て支援グループ 059-0906 北海道白老郡白老町本町1丁目1番1号 白老町 税務課 収納グループ 059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号	白老町 子育て支援課 子育て支援グループ 059-0906 北海道白老郡白老町東町4丁目6番7号		
令和1年6月21日	II 1	平成30年6月21日 時点	令和1年6月21日 時点		
令和1年6月21日	II 2	平成30年6月21日 時点	令和1年6月21日 時点		
令和3年9月1日	I 4. ②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年9月1日	II 1	令和1年6月21日 時点	令和3年8月13日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 2	令和1年6月21日 時点	令和3年8月13日 時点	事後	
令和4年12月28日	I 1. ②	……による保育料の徴収、滞納管理	……による保育料の徴収、滞納管理 なお、申請書類等はサービス検索・電子申請機能での受領を行うほか、マイナポータルのお知らせ機能による通知を行う。	事前	
令和4年12月28日	I 1. ③	子ども・子育て支援システム、住民記録システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	子ども・子育て支援システム、住民記録システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和4年12月28日	II 1	令和3年8月13日 時点	令和4年12月9日 時点	事前	
令和4年12月28日	II 2	令和3年8月13日 時点	令和4年12月9日 時点	事前	